

議案第 28 号

甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例制定について
甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市職員特別給与条例臨時特例の一部を改正する条例

甲府市職員特別給与条例臨時特例（昭和 24 年 2 月条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 4 中「次の各号」の次に「のいずれか」を加え、「掲げる」を「定める」に改め、同条第 1 号中「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、「（18 歳以上 20 歳未満の子にあつては重度障害である者に限る。）」を削り、同条第 2 号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

恩給法の一部改正に準じ、規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。